

県保健福祉部における発達障害児者への支援体制整備について

1 概要

県保健福祉部では、発達障害への社会的認知の高まりによる支援ニーズの増加、多様化に対応するため、ライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制づくりを開始しました。

市町村等を一次支援機関、各圏域で支援の中心となる事業所を二次支援機関、発達障害者支援センターを三次支援機関と位置づけ、各機関に求められる役割を明確化し、相互に連携しながら支援体制の強化を推進していきます。

県民からの相談は、まずは一次支援機関で受け、一次支援機関が対応に迷う場合や、より専門的な支援が必要な場合に二次支援機関が一緒に対応にあたり、更に対応が困難な場合は三次支援機関が一緒に対応することを想定しています。

また、発達障害の診療ができる医療機関が限られ、診療までの待機期間が長期化している現状を改善するため、東北大学病院と連携した取組を進めています。

2 各機関の役割

(1) 一次支援機関（市町村等）

- ▶ 住民にわかりやすい窓口の設置と周知
 - ▶ 健診等での早期発見、早期の発達支援
 - ▶ 保健、福祉、教育等関係機関のネットワーク構築
- ※各市町村の相談窓口は精神保健推進室ホームページに掲載

(2) 二次支援機関（障害保健福祉圏域）

県の「障害児等療育支援事業」受託事業所に、専門職（心理職もしくはリハビリテーション専門職）を「発達障害者地域支援マネジャー」（厚労省補助事業）として配置し、市町村等をサポートします。

- ▶ 市町村等の依頼に応じて、一緒に個別支援（アセスメントや支援方針の検討）を行い、支援者の対応力向上を図ります。
 - ▶ ペアレント・プログラムや家族教室の実施により、御家族を支援します。
- ※大崎圏域における障害児等療育支援事業の受託事業所及び石巻、気仙沼圏域における発達障害者地域支援マネジャーの配置は調整中です。

(3) 三次支援機関（発達障害者支援センター）

発達障害に関する専門機関として、一次・二次支援機関への支援や、本庁と協働し、全県的な体制づくりを推進します。

- 宮城県発達障害者支援センター（令和元年7月1日 子ども総合センター内に新設）
- 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」（宮城県社会福祉協議会への委託）

- ▶ 一次・二次支援機関が対応に困難を感じるケースへの支援
- ▶ 各種研修やセミナーの開催
- ▶ 電話相談の実施（「えくぼ」）
- ▶ ペアレント・プログラム普及、ペアレント・メンター派遣調整による家族支援体制の充実

3 医療提供体制の整備について

東北大学病院小児科を拠点医療機関と位置づけ、次の取組を実施しています。

- ▶ 発達障害診療医の養成
- ▶ 医療機関同士のネットワーク形成
- ▶ 地域における一定水準の診療・支援確保を目的とする「かかりつけ医研修」の開催

4 教育部門との連携について

福祉と教育の連携を推進するため、以下の取組を実施しています。

- ▶ 保健福祉部の支援体制整備に関する教育機関への通知、各教育事務所主催の小・中学校長会議での説明
- ▶ 発達障害者支援推進会議・広域特別支援連携協議会合同会議の開催